

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定申請に関するお知らせ

碧南市商工課 令和4年1月

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規程による経済産業大臣の指定を受けた業種（以下に記載）に属する事業を行う碧南市に住所地のある中小企業であり、以下の認定要件のいずれかに当てはまる場合、その申請に対し認定を行います。

【認定要件】

- (イ)最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少している。
- (ロ)製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できず、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期比を上回っている。

【指定業種】

指定業種については、総務省統計局が公表する日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類をご確認いただいたのち、中小企業庁が公表している指定業種をご確認ください。日本標準産業分類と指定業種は碧南市のホームページからもご確認ください。
<http://www.city.hekinan.aichi.jp/SHOUKOKA/safetynet/safetynet.htm>

【申請に必要な書類】

- 各認定要件に該当する認定申請書 1枚
- 各認定要件に該当する売上高比較表 1枚
- 指定業種に属する業種を行っていることが分かる書類 1部
…直近の決算書または確定申告書の写しをご用意ください。特に業種が記載されている箇所（法人概況、青色申告等）は必須となります。必要に応じて碧南市が指定する書類（例として許認可証や業種の分かる書類）を提出していただきます。
- 申請書に記載した売上高等の根拠の分かる書類 1部
…以下の①～④の中で必要なものをご用意ください。
 - ①損益計算書の項目が掲載されている試算表
 - ②日付別、売上先別となっている売上帳の写し
(相違ないことを記載の上、申請者名、押印が必要。)
※この場合、前年同期のいずれかひと月分の売上帳が必要となります。
 - ③法人事業概況説明書の写し
 - ④所得税青色申告決算書の写し
- 住所地が碧南市であることが分かる書類 1部
…法人登記履歴事項全部証明書の写し、確定申告書の写しなどが必要となります。
- 委任状（中小企業者の代理で金融機関が申請を行う場合） 1枚

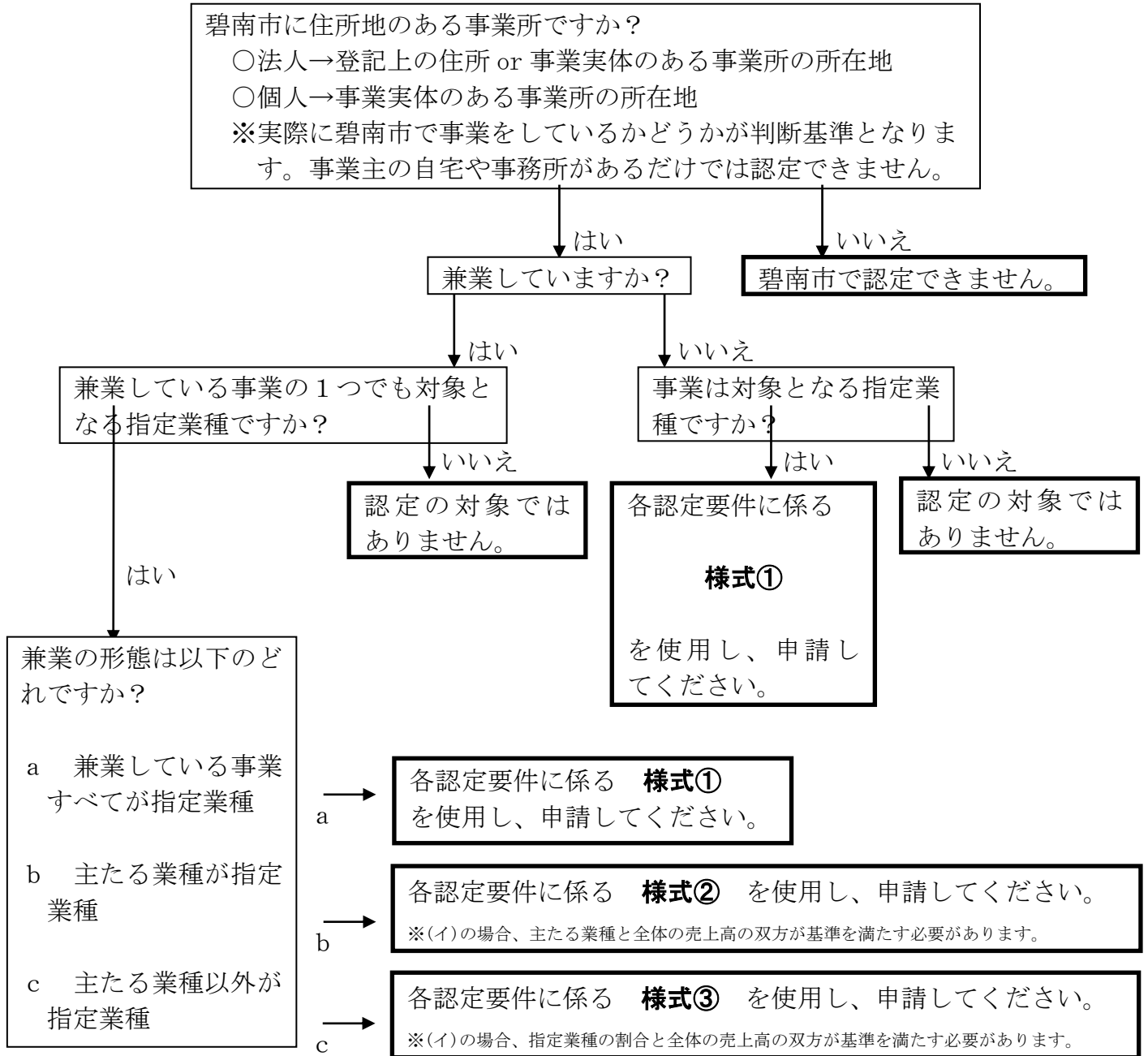
【よくある質問】最近3か月の取扱いについて

最大で6か月前から起算して3か月とすることができます。

例 平成29年10月に申請する場合、5月から7月までの3か月で申請が可能です。
ただし、これはより直近の月の売上高等が未集計の場合に適用される措置であります。

集計された直近の月の売上高が減少していないという理由で遡ることはできません。

【5号認定申請の流れ】



※「主たる業種」とは原則として、最近1年間で最も売上高等が大きい事業のことです。

【お問合せ】 碧南市商工課 企業応援係 電話0566-95-9895 (内線375・378)
碧南市商工課ホームページ (下記アドレス) でもご案内しております。各様式のダウンロードもできます。
<http://www.city.hekinan.aichi.jp/SHOUKOKA/safetynet/safetynet.htm>
碧南市ホームページトップ > 各課の窓口 > 商工課 > セーフティーネット保証 (5号認定)